

山梨市家庭内防災対策補助金交付要綱

令和 8 年 10 月 1 日

告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大規模災害に備え、市民が自主的に取り組む家庭内の防災対策及び備蓄の促進を図り、市民の「自助力」を高め、防災意識の向上に資するため、家庭内防災対策の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において山梨市家庭内防災対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象品)

第 2 条 補助金の交付の対象となる品（以下「交付対象品」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災セット（既製品の詰め合わせ）
- (2) 多機能ラジオ（充電機能及びライトの機能を備えるもの）
- (3) 携帯用照明器具（懐中電灯、ランタン、ヘッドライト等持ち運びができるもの）
- (4) 非常用トイレ
- (5) 消火器
- (6) 家具等の転倒防止器具（突っ張り棒、粘着マット、耐震ラッチ等）
- (7) 感震ブレーカー（自動遮断装置）
- (8) ガラス飛散防止フィルム

(購入費に対する補助金)

第 3 条 購入費に対する補助金の交付対象品は、前条各号に掲げるものとする。

2 購入費に対する補助金の交付対象者は、本市の住民基本台帳に記載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯に属するものとする。

- (1) 世帯員のいずれもが、市税等の滞納がないこと。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

3 補助金の交付対象経費は交付対象品の購入に要する費用から、購入時に利用したポイントの額を控除した額とする。ただし、送料及び振込手数料は、交付対象経費に含まないものとする。

4 購入費に対する補助金の額は、交付対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満の端数切り捨て）とし、5,000 円を限度とする。

(取付け費に対する補助金)

第 4 条 取付け費に対する補助金の交付対象品は、第 2 条第 6 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものとする。

2 取付け費に対する補助金の交付対象者は、前条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成された世帯
- (2) 18歳未満の子のみを養育するひとり親世帯
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (4) 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (6) 介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯
- (7) 住民税が非課税である世帯
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に補助金の交付が必要であると認める世帯

3 取付け費に対する補助金の交付対象経費は、山梨市内の住宅等における交付対象品の取付けに要する費用から、利用したポイントの額を控除した額とする。なお、送料及び振込手数料は交付対象経費に含まないものとする。

4 取付け費に対する補助金の額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）とし、5,000円を限度とする。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山梨市家庭内防災対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費の支払を証する書類（領収書等で、購入日、内訳、金額、及び購入店名が確認できるもの）
- (2) 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳又はキャッシュカードのコピー）
- (3) 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、免許証等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請者、領収書の宛名及び振込口座名義人は、同一でなければならない。

3 補助金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき、1回限りとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山梨市家庭内防災対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、山梨市家庭内防災対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定後、指定の口座に速やかに補助金を振り込むものとする。

（補助金の取消し等）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定に基づき交付した補助金の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は令和10年3月31をもって廃止する。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、この告示の廃止後も、なおその効力を有する。

（山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱の廃止）

3 山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱（令和6年山梨市告示第36号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この告示による廃止前の山梨市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

山梨市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山梨市家庭内防災対策補助金交付申請書兼請求書

山梨市家庭内防災対策補助金の交付を受けたいので、山梨市家庭内防災対策補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

- 1 申請額（請求額）

円
- 2 交付対象経費

円
- 3 申請する補助金の種類

☐物品の購入費

☐物品の購入費及び取付け費
- 4 添付書類

☐ 補助対象経費の支払を証する書類

☐ 振込先口座が確認できる書類の写し

☐ 申請者の本人確認書類の写し

☐ その他市長が必要と認める書類（）

5 振込先

金融機関名			
本支店名		種別	
口座番号			
（フリガナ） 口座名義人	（ ）		

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市家庭内防災対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山梨市家庭内防災対策補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので、山梨市家庭内防災対策補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市家庭内防災対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山梨市家庭内防災対策補助金については、下記のとおり不交付と決定しましたので、山梨市家庭内防災対策補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由